

# 議事録AI活用マスタープログラム提供契約書

本契約は、以下のとおり締結される。

## 第1条（当事者）

- 提供者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という）
- 受講者：\_\_\_\_\_（以下「乙」という）

## 第2条（契約目的）

甲は乙に対し、「議事録AI活用マスタープログラム」（以下「本プログラム」という）を提供し、乙はこれを受講することを目的とする。

## 第3条（契約内容）

- プログラム期間は、2週間（週2回×2時間、合計8時間）および1ヶ月間のフォローアップ（合計4時間）とする。
- 提供形式は、対面またはオンラインのいずれかとする。
- 本プログラムの成果目標は以下のとおりとする。
  - 1時間の会議を15分以内で議事録化できるスキルの習得
  - 受講者専用プロンプトテンプレートの完成と習得
  - 日常業務での自立的な運用が可能なレベルに到達すること

## 第4条（費用および支払方法）

- 受講料は120,000円（税込、2名まで受講可能）とする。
- 乙は契約締結後、甲の指定する口座に前払いにて支払うものとする。
- ChatGPT Plusの利用料（月額3,000円）や機材購入費用等は乙の負担とする。

## 第5条（成果物）

- 甲は本プログラム終了時に以下を乙へ提供する。
- 受講者専用プロンプトテンプレート集（定例会議用、顧客打合せ用、緊急会議用、プロジェクト会議用）
  - 運用ドキュメント（議事録作成手順書、トラブルシューティングガイド、カスタマイズガイド）
  - 各種チェックリスト・テンプレート（録音環境チェックリスト、品質確認チェックリスト、社内用語辞書テンプレート等）

## 第6条（フォローアップ）

- フォローアップ期間は1ヶ月とし、週1回のオンラインサポート（各1時間）を行う。
- 期間中、乙からの質問にはLINEにて随時対応する。

## 第7条（オプションサービス）

- 乙は希望に応じて、以下の追加サービスを選択できる。
- 月次サポート：月額15,000円
  - 伴走サポート：月額50,000円

## 第8条（知的財産権）

- 本プログラムにより甲が作成・提供するプロンプトテンプレート、マニュアル、ガイド等の著作権は甲に帰属する。
- 乙は、自社業務内に限りこれらを利用できるものとし、第三者への譲渡・販売・公開はできない。

## 第9条（守秘義務）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上・技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

## 第10条（契約解除）

- 乙の都合によるキャンセルは、契約締結後の返金を行わない。
- 甲の責によりプログラムを提供できない場合、未実施分の受講料を日割精算のうえ返金する。

## 第11条（責任制限）

甲は、本プログラムにより得られる効果や成果を保証するものではなく、乙が被った間接的・付隨的損害について責任を負わない。

## 第12条（準拠法および管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する一切の紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第13条（その他）

その他、本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって解決する。

本契約について、当事者双方が合意したことを証するため、電子署名により本契約を締結する。

### 【署名欄】

甲（提供者）：\_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_

署名：\_\_\_\_\_

乙（受講者）：\_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_

代表者署名：\_\_\_\_\_